

公益財団法人 栗原奨学財団

令和2年度 奨学生募集要項

1. 主 旨

本奨学事業は神奈川県下の大学又は高校の在学学生であり、学業優秀・品行方正・身体強健で、修学意欲がありながら経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学援助を行うことにより、社会有用の人材を育成することを目的として、奨学金を給与するものです。

2. 奨学生の資格

- (1) 神奈川県下の大学又は高校へ本年度入学した者とし、学業・人物ともに優秀で、かつ健康であり、学資の援助を受けることが必要であると認められる者
- (2) 在学学校長(学部長)によって推薦された者
- (3) この要項に定める申請書類を提出した者
- (4) 医学部・歯学部等、修業年限6年の学部^{に在学する}大学生及び定期的収入を得ている学生・定時制に在学する高校生は除く

3. 採用人員【本年度】

奨学生の採用人員は、 大学1年次に在学する者 4名以内
高校1年次に在学する者 10名以内 とします。

4. 奨学金の額と給与の方法

- (1) 奨学金の給与月額
大学奨学生 20,000円
高校奨学生 10,000円
- (2) 給与期間
在学する大学又は高校で正規の最短修業年限(大学4年、高校3年)とします。
- (3) 奨学金の給与方法
奨学金は2ヶ月分を単位とし、初月の前月末日に本人指定銀行口座へ送金します。
但し、当年度新規に採用される奨学生に対しましては、初年度に限り10ヶ月分(R2年4月～R3年1月)をR2年11月末に給付します。

5. 奨学金の休止または停止

次の各項に該当したときは状況に応じて奨学金の休止または停止を致します。

- (1) 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したとき
- (2) 学業または操行などの状況により指導の必要があると認められたとき
- (3) 傷い疾病などのため成績の見込がなくなったとき
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (5) 在学学校で処分を受けて学籍を失ったとき

6. 手 続

(1) 提出書類

奨学生に応募される方は、以下書類を整え在学する学校を経て申し込んで下さい。

●印の書式は Excel 版も用意してありますので電話、E-mail 等にて別途ご請求下さい。

- ①奨学生推薦調書
- ②奨学生願書
- ③履歴書
- ④身上調書
- ⑤所得証明
- ⑥住民票

注:極力、応募者本人が記載するようにしてください

- ⑦健康診断書
- ⑧応募作文

注:健康診断書は各学校にて実施したもので構いません

注:400字詰原稿用紙2枚に「私の抱負」又は「私の目標」と題し、自分を紹介する文章を書いて下さい

- ⑨学業成績証明書

注:1年次のため成績証明がない場合は、直近の成績代用(大学生→高校3年次、高校生→中学3年次)でも構いません

学内選考通過者のみ後日提出

7. 書類提出期限

・令和2年8月21日必着

大学受付期限: 令和2年7月17日(金)必着

郵送の場合は7月17日で郵送して下さい。

7/21より、「入構届」を提出して11月16日(土)まで窓口で後付けはあり。

9. 決定及び通知

奨学生採否の決定は、当財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定し、その結果は書面により在学学校長を経て本人に通知します。

⇒通知予定: 令和元年9月末頃

10. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は給与された奨学金について返済の義務はありません。
- (2) 奨学生は学期末毎に当奨学財団へ出向き、学業成績及び生活状況を報告して頂きます。
- (3) 学業に励み、健康に注意し、奨学生に相応しい態度と行動が求められます。
- (4) 当財団の奨学金給与規程その他規程を守り、当財団及び学校の指示に従い、必要な手続を怠りなくするものとします。

以 上